

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
Ⅱ－２－４ 信用リスク Ⅱ－２－４－２ 主な着眼点【共通】 信用供与先の財務状況の悪化等が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応が講じられているか。例えば、 (１)～(13) (略) (新設) (14) (略)	Ⅱ－２－４ 信用リスク Ⅱ－２－４－２ 主な着眼点【共通】 信用供与先の財務状況の悪化等が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応が講じられているか。例えば、 (１)～(13) (略) <u>(14) 系統金融機関（金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第10項第4号ロに該当する店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が3,000 億円未満の者を含む。）は、金融機関等を相手方とする非清算店頭デリバティブ取引において、変動証拠金の授受等、取引先リスク管理に係る態勢整備に努めているか。</u> <u>また、金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の6の規定（当初証拠金）の対象となる系統金融機関は、同号で対象となる非清算店頭デリバティブ取引において、当初証拠金の授受等、取引先リスク管理に係る態勢整備に努めているか。</u> <u>具体的な監督上の着眼点については、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の「Ⅳ－２－４（４）非清算店頭デリバティブ取引」等を参照するものとする。</u> <u>(15) (略)</u>